⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市足山田町黒谷一の二六五から一の二六八まで、平尾町諏訪下一の一、八、一三から一九まで、一九の七、七三、財賀町コウデ三二の一一、三三、ハリマダ二五の一、二五の二、二五の四、赤坂町宮路一一二九の一、一一二九の二、一一三〇、五本松一の三、一の四、長沢町関屋三八の二、三九、四〇、七〇の一、七一の一から七一の三まで、七二の一、七二の三、七三の一、七三の三、七四から七九まで、八三から八九まで、九〇の一、九〇の四から九〇の七まで、九一、九二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県東根市・尾花沢市・寒河江市・最上郡最上町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県東根市・尾花沢市・寒河江市・最上郡最上町（以上三市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は、択伐による。

東根市・尾花沢市・寒河江市・最上郡最上町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は、択伐による。

尾花沢市・最上郡最上町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈢　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県東根市・寒河江市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈣　保安林として指定された目的　干害の防備

㈤　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は、択伐による。

東根市・寒河江市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐は、択伐による。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字鶴子字鴻ノ沢外三　一三七六の四八、一三七六の四九、一三七六の九〇、一三七六の九一、字鴻ノ沢一三七七の三九、一三七七の四〇、字大坂一一六三の一から一一六三の三、大字牛房野字八幡山二二〇二の六八、二二〇二の六九、字大田二二〇二の一〇六、二二〇二の一一〇、字岩木山二〇九四の二、字八ッ峯二二〇二の一、二二〇二の一五、二二〇二の六六、二二〇二の一二二、字森岡山二〇九五の二、二〇九五の四、字湯舟沢二二〇四の一六、二二〇四の一七、字高野二二〇二の一一、字鍋倉二二〇二の一〇七、大字富山元矢越字馬坂三九八の二、四〇五、字矢越沢二九八、大字母袋字サヤド倉山八八一、八八四、八八六、九二九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市小穴字大山沢二四二三の三、二四二三の四、二四二三の八、二四二三の一〇、二四二三の一一、二四二三の一三、永野字蔵王山二一九八、二一九五の二、川口字沼ヶ平一五